

第 1 回世田谷区農業委員会総会

日：令和 2 年 8 月 31 日（月）

場所：区役所三軒茶屋分庁舎 5 階会議室

第1回世田谷区農業委員会総会 会議録

開催日時：令和2年8月31日（月）午後3時から

開催場所：区役所三軒茶屋分庁舎5階会議室

出席の委員：会長 穴戸幸男、会長職務代理者 高橋昌規、志村秀典、橋本正志、野島秀雄、大塚信美、石井朝康、加々美栄一、岩本敏行、石井勝、三田浩司、細井誠一、海老澤健、宮川喜久、苅部嘉也、鈴木利彰、植松智、本澤絢子、岡本のぶ子、真鍋よしゆき、菅沼つとむ

欠席の委員：なし

出席の職員：事務長 江頭勝、事務次長 荒井広司、主事 湯本由美、主事 岡田英朗、主事 関智秋、主事 佐々木啓輔、吉田淑子

会議次第

1. 開 会
2. 会長挨拶
3. 議事録署名委員の指名
4. 議案の審議
 - (1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について
 - ・農地法第3条について（該当なし）
 - (2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出等について
 - ・農地法第4条について（該当なし）
 - ・農地法第5条について
 - (3) 第3号議案 その他の事項について
 - ・引き続き農業経営を行っている旨の証明願について
5. 協議事項
 - (1) 令和2年10月の総会日程（案）について
 - (2) 生産緑地の取得のあっせん依頼について
 - (3) 一般社団法人東京都農業会議『第60回企業的農業経営顕彰』
候補者の推薦について
6. 報告事項

(1) 令和 2 年度東京都指導農業士制度のご案内について

(2) 令和 2 年度農地管理推進月間について

(3) 「世田谷の花展覧会・世田谷区農業祭について」の開催中止について

(4) ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催について

7 . 閉 会

事務局 皆様、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまより第1回世田谷区農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。

(資料確認)

それでは、次第に入ります前に、前回の特別総会で紹介できなかった都市農業課の職員の紹介をさせていただきたいと思います。

都市農業課農業振興係の佐々木啓輔です。農業振興係で品評会・農業祭、花卉園芸組合などの担当をしております。

(職員挨拶)

事務局 同じく都市農業課農業振興係の吉田淑子です。農政担当で農業委員会庶務などの担当をしております。

(職員挨拶)

事務局 皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

なお、佐々木、吉田につきましては、ここで退席させていただきます。

〔職員退席〕

事務局 それでは次第に戻らせていただきまして、次第2の会長挨拶から進めさせていただきます。穴戸会長、よろしくお願いいたします。

穴戸会長

(会長挨拶)

それでは、議事に入る前に、本日は全員の出席をいただきましたので、総会が成立していることをご報告いたします。

次に、本日の署名委員ですが、志村秀典委員、橋本正志委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

それでは、次第4の議案の審議に入ります。

初めに、(1)の第1号議案でございますが、今月は1号議案はございません。しかし、本日は最初の総会となりますので、1号議案とはどういうものなのか、またこの総会の次第の流れについてを事務局から簡単に説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局 ではここで、事務局から議案内容などにつきまして簡単に説明をさせていただきたいと思います。本来であれば、それぞれの議案につきまして法的根拠などをご説明申

し上げながら進めたいところですが、本日は総会後に農地パトロールの勉強会がございますので、それらのご説明につきましては来月に回させていただきたいと思います。本日は、農業委員会総会の流れの説明にとどめさせていただきます。

まず、総会の次第につきましてですが、大きく分けて議案の審議、協議事項、報告事項の3つの柱で構成されております。本日の次第の4、5、6がこれに該当いたします。

最初の議案の審議には、第1号議案、第2号議案、第3号議案とございます。第1号議案では、農地法に基づく許可に係る議案を扱います。第2号議案は、市街化区域内農地転用の届出に係る事務処理規程に係る議案、簡単に言いますと、農地法に基づく転用届を取り扱います。第3号議案では、租税特別措置法や生産緑地法に基づく証明書の交付に係る議案、その他、1号、2号以外の議案を扱うものとしております。

2つ目の大きな柱、協議事項では、議案の審議以外で委員の皆様の同意が必要な事項を取り扱います。例を挙げますと、総会の日程や各種推薦者などの決定がこれに該当いたします。

3つ目の報告事項は、必要に応じて農地・農業に関する事項を報告することを言います。各種情報提供やお知らせなどがございます。

そんな目でいま一度、次第をご覧くださいますと、この会議の流れがご理解いただけるのではないかと思います。

それでは、ここから議案の審議に入っていただければと思います。会長、お願いいたします。

穴戸会長 それでは、議案の審議(2)の第2号議案農地法に基づく転用届出等についてを上程いたします。

第2号議案は全て専決処理となっておりますので、報告のみとさせていただきます。

転用届出等の内訳ですが、農地法第5条が2件ございます。

それでは、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、資料No.1-1をご覧ください。第2号農地法に基づく転用届出等について。第5条に該当する案件は専決処理となっておりますので、事務局からの報告のみとさせていただきます。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

続いて、資料No.1-2をご覧ください。

(事務局より、届出人、届出地などについて報告)

第2号議案につきましては以上でございます。

穴戸会長 この件につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 質問がないようですので、第2号議案は終了とさせていただきます。

次に、(3)の第3号議案その他の事項についてを上程いたします。

引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてが6件ございます。

それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明願についてを審議いたします。6件ございますので、順に審議いたします。

それでは、1件目を事務局から説明お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-1をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件につきまして調査されました大塚信美委員、調査結果の報告をお願いいたします。

大塚委員 先日、調査に行ってみりました。事務局さんと3人で行きました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、2件目を事務局から説明お願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.4-2をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件につきまして調査されました橋本正志委員、調査結果の報告をお願いいたします。

橋本委員 それでは、報告させていただきます。

令和2年8月17日月曜日、申請人、 さん立合いの下に、事務局の方2名と共に調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件について意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、3件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2-3をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました鈴木利彰委員、調査結果の報告をお願いいたします。

鈴木委員 8月21日に申請者の 氏、立合いの下、事務局2名と私で調査を行ってまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上です。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件についてご意見がありましたらお願いします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

事務局 ここで事務局から一言つけ加えさせていただいてよろしいですか。

当生産緑地につきましては、今年度、特定生産緑地への移行について、肥培管理の面で改善の余地ありという判断で、東京都都市計画審議会への諮問を見送った3か所の内の1か所になります。ただ、今回の調査及び聞き取りを実施した感じでは、来年度は問題なく移行ができるものと思われまますので、ご参考までにご報告申し上げておきます。

以上です。

穴戸会長 次に、4件目、5件目を事務局からご説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 4をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

それでは引き続き、お手元の資料No.2 - 5をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました海老澤健委員、調査結果の報告をお願いいたします。

海老澤委員 ご報告いたします。

8月17日午前、事務局2名と申請者の さん立合いの下、現地の確認をまいりました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

資料No.2 - 5の方も同日、 様がおられなかったんですけれども、作業されているさんの立合いで確認いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

4件目、5件目についてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 意見がないようですので、採決させていただきます。

4件目、5件目について証明書を発行することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

次に、6件目を事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、お手元の資料No.2 - 6をご覧ください。第3号議案引き続き農業経営を行っている旨の証明願について。

(事務局より、申請内容などについて説明)

穴戸会長 この件について調査されました野島秀雄委員、調査結果の報告をお願いいたします。

野島委員 それでは、報告いたします。

8月17日月曜日、 さん立合いの下、事務局2名と共に調査いたしました。

(調査内容、証明書を発行しても問題ない旨を説明。)

以上でございます。

穴戸会長 ありがとうございます。

この件につきましてご意見がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 ご意見がないようですので、採決とさせていただきます。

証明書を発行することに賛成の方は挙手お願いいたします。

(賛成者挙手)

穴戸会長 賛成多数と認め、証明書を発行することにいたします。

これをもちまして、第3号議案の審議を終了いたします。

続きまして、次第5の協議事項に移ります。

(1)の令和2年10月の総会日程(案)についてを協議します。

事務局から説明お願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.3、令和2年度世田谷区農業委員会総会日程について(案)をご覧ください。

次回の総会開催日時につきましては、9月29日火曜日午後3時から、会場は区役所第2庁舎5階の第2委員会室で開催されることが決まっております。

10月の開催日時につきましては、10月30日金曜日、こちらの予定といたしましては、時間がいつもより30分遅く、これは会場が押さえられなかったのですけれども、午後3時30分から、会場は区役所第2庁舎4階の大会議室の予定となっております。こちらの方、ご確認をお願いいたします。

穴戸会長 この件につきましてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 それでは、10月の開催日程については原案のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

穴戸会長 では、開催案のとおりに決定いたします。

次に、(2)の生産緑地の取得のあっせん依頼についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局 お手元の資料No.4をご覧ください。生産緑地の取得のあっせん依頼についてでございます。

本件につきましては、前回7月30日に開催されました第36回農業委員会総会にて、主たる従事者の証明について前任農業委員の皆様にご審議いただき、問題ないということで証明書を発行した件でございます。総会翌日の7月31日付で買取申出を受理し、東京都や世田谷区に照会をかけましたが、買取申出なしとの結論が出ましたので、今回、農業従事者の皆様にあっせんをご案内する次第でございます。

あっせんの依頼項目に戻ります。

(事務局より、あっせん内容などについて説明)

事務局からは以上でございます。

穴戸会長 この件についてご質問がありましたらお願いいたします。

本澤委員 質問なんですけれども、ここは3件、 で出ているんですけれども、この宅地、宅地、畑というのは現状ということなんです。資料No.4の表のところ、今の現状が宅地になっているということなんです。

事務局 これは登記簿上です。

穴戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

最後に、(3)の一般社団法人東京都農業会議『第60回企業的農業経営顕彰』の候補者の推薦についてを協議いたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、お手元の資料No.5-1とNo.5-2をご覧ください。一般社団法人東京都農業会議『第60回企業的農業経営顕彰』候補者の推薦についてでございます。

まず、本件の概要について説明させていただきます。農業委員会の東京都組織であります一般社団法人東京都農業会議において、新しい東京農業を築く取組を推進していく中で、地域に即応した生活環境を整備し、近代的な技術を基に創意工夫とたゆまぬ努力によって企業的経営を確立している先進経営者を顕彰することにより、経営発展を目指す農業者の

具体的目標とするとともに、東京農業の発展に資することを目的として、東京都農業会議にて、この事業を設けているところでございます。

推薦基準としまして、過去7年以上都内農地において農業を営み、企業化を計画的に進めている40歳以上の者であること。また、年間農業収入が概ね500万円以上で、かつ農業部門で利益が生じていること等が要件として挙げられます。

なお、今回、推薦のあった候補者につきましては、今後の書類選考、現地調査、審査会を経て受賞者として決定され、来年2月18日に実施される第62回東京都農業委員会農業者大会において表彰される予定でございます。

今回、各農協様にご協力をいただく中で、JA東京中央千歳地区管内から さんを、JA東京中央砧地区から さんをご推薦いただいているところでございます。推薦内容につきましては、別紙にて確認いただければと思います。

事務局からは以上でございます。

穴戸会長 この件についてご質問等がありましたらお願いいたします。

(「なし」の声あり)

穴戸会長 質問がなければ、この件は終了いたします。

以上で協議事項を終了いたします。

続きまして、次第6の報告事項に移ります。

(1)から(4)について、事務局から報告をお願いします。

事務局 それでは、資料No.6をご覧ください。こちらは東京都指導農業士募集のご案内のリーフレット及び推薦依頼の文書でございます。こちらは東京都産業労働局で行っている事業となります。

まず、東京都指導農業士とはどのような制度かと申しますと、平成28年度に東京農業の担い手の確保・育成を目的に創設され、現在、97人の指導農業士が認定されておりまして、かつ世田谷区からもお一人認定を受けております。

指導農業士と認定された後につきましては、東京農業の振興に関する活動、女性農業者や青年農業者が活躍できる環境づくり、担い手への指導を行うこととなりますが、担い手への指導では、これから農業を始めようとする方に対する農業体験研修や、経験の浅い農業者に対する農業技術研修を行うこととなります。また、地域の農業者に対する農業経営に関するアドバイスも行っていただきます。指導農業士になるための流れや要件については、見開きの左ページに具体的な記載がございます。ご本人から申請があった場合には、

農業委員会総会での協議を経た上で、農業振興事務所への推薦が必要となることから、本日、この制度並びに資料の提供をさせていただいたところでございます。なお、そのほかの部分につきましては、こちらの資料のとおりでございますので、後程ご確認をいただければと思います。

続きまして、資料No.7に移らせていただきます。令和元年度農地管理推進月間についてのご案内でございます。

こちらにつきましては、これから皆様にご協力をお願いします世田谷区の農地パトロールの実施要領となります。後程詳細についてはご説明申し上げますが、取りあえずご参考として報告に挙げさせていただいております。

なお、2枚目は世田谷区で作成しました、その流れ、手順を示したペーパーとなります。

農地パトロールにつきましては、この総会が終わりました後に、農業者の農業委員の皆様へ個別の資料を配付させていただくとともに、詳細についてのご説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

続いて、お手元の資料No.8をご覧ください。世田谷の花展覧会・世田谷区農業祭についての開催中止についてでございます。今年度はコロナ禍の影響を受けまして、残念ながら中止となりましたことをご報告申し上げます。

続いて、お手元の資料No.9をご覧ください。ふれあい農園「リンゴのもぎとり」の開催のご案内です。内容につきましては、お配りしました資料のとおりでございます。周知方法につきましては、9月1日の「区のおしらせ」及び区のホームページにてご案内をさせていただいております。

最後に、資料ナンバーのない資料がございまして、東京都に対する意見の提出について（ご報告）をご覧ください。これは6月11日付で東京都の農業会議から要望事項等の協議に関するお願いと称して、コロナ禍によって引き起こされている問題、それから東京都への要望の聞き取りの調査がございました。全委員にファクスでご意見をいただき、その内容を農業会議に提出する。農業会議がそれら都内の各農業委員会の意見を集約して都知事宛てに提出したという文書でございます。内容につきましては、後程ご覧いただければと思います。

簡単ではございますが、事務局からは以上です。

宍戸会長 この件につきましてご質問がありましたらお願いいたします。

（「なし」の声あり）

宍戸会長 質問がないようですので、この件は終了といたします。

以上で本日の予定案件は全て終了いたしました。

その他、全般的な事項についてご意見がありましたら発言をお願いいたします。

真鍋委員 先程、証明書の発行のところで、特定生産緑地に申請をしたけれども、見送った件が証明願が出て、今日ここで認めた訳ですけれども、前期のときに、特定生産緑地に申請をして、これはいかがかなという4件がこの農業委員会に諮問というか諮られて、その内3件が申請を見送られたというふうに聞いています。その4件は、それぞれのJAの組合員さんでもあるので、JAさんの方でいろいろ指導されたり、農業委員さんの方で指導されたりして、今後対応していくということを聞いて結構だと思っているんですが、そこで確認が2つあります。

1つは、特定生産緑地に申請したけれども、今回、申請を見送ったということを都市計画の方から、その申請者の方に連絡をしてくださるということを確認したと私は思っています。あのとき、農業委員会がやるべきではないとか担当の農業委員がやるんじゃないとか、いろいろあって、みんな、えっという感じになって、でも、決定権者というか最終的には都市計画の方ですから、都市計画の方がまずはお答えをする。その代わりに、申請は見送られたけれども、申請書自体は生きているので、そのまま継続している。肥培管理さえきちんと頑張っていれば、次には認められるかもしれない、そういうことを残している、こういうことになりましたね。だから、その辺の都市計画の方がそういう連絡をしてくださったのか、しようとしているのかが1つ。

それから、そのときには申請されたけれども、都市計画審議会にかけるのを見送られたと。今回は担当の方が行って、事務局も行ったら大丈夫だろうということで証明書を出すことになった。ということは、今の状況であるならば、特定生産緑地の申請というのは、次に今の状況が続けば認められるというか、申請を見送ったんじゃなくて、今度は本申請に回すというふうになるのでしょうか。2点です。

事務局 まず、1点目の文書につきましては、大方、私どもから送る文書は都市計画課長名で送ることで調整ができました。現場には、事務上の問題なのですけれども、私ども都市農業課の人間と都市計画課の職員、農業委員の地区担当の方もご同行いただいて、1度にペーパーを渡すこと、それから、これからの取扱い、肥培管理をどうあってほしいかということを伝えに、9月の中旬に伺う予定で調整をしております。

移行につきましては、取りあえず今回の件を申し上げますが、今までご本人の聞き取り

というのは、あまり本人の調子がよくないということでできていなかったのですが、今回はご本人とお話しができました、実は果樹を植えていらっしゃるということで、農地に対してまだ樹木が若いので、ちょっと寂しく見えるのですが、あれがあと二、三年もすれば結構大きくなって、ある程度、生産緑地にふさわしい果樹園になるなということが見て取れたということで、特定の移行には問題ないのではないかと判断しました。

肥培管理につきましては、先程、鈴木委員から報告がありましたが、下草の刈りが足りないことと、畑として寂しい部分があるので、もう少し頑張ってもらいたい部分もありますけれども、証明を出すことといたしました。

先生おっしゃるとおり、あと2件、ほかに、今回、特定生産緑地の移行を見送った案件があるのですが、それにつきましては、都市計画課の職員と私どもと農業委員と共に行って、できたら計画書を出していただいて、計画的に来年の都計審の諮問には間に合うように、JAさんと農業委員と私ども都市農業課、都市計画課の方も一緒だと思うんですけども、協力し合って特定に移行できるようにと考えております。

穴戸会長 そのほかにご意見ございますでしょうか。

穴戸会長 では、本日の農業委員会総会を終了いたします。ありがとうございました。

それでは、高橋職務代理者に閉会の挨拶をお願いします。

(会長職務代理者あいさつ)